



埼玉県報

第209号
令和3年(2021年)
5月18日
火曜日

目次

告示

- インターネット時事情報利用に関する契約の相手方等の公示（情報システム戦略課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 県税収納データ作成業務委託に関する契約の相手方等の公示（税務課）
- 埼玉県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金収納事務委託（少子政策課）
- 製菓衛生師試験の告示（保健医療政策課）
- 埼玉県感染防止対策協力金（第6期）支給業務委託に関する契約の相手方等の公示（産業労働政策課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 入間第二用水土地改良区の役員就退任届（川越農林振興センター）
- 備前堀土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 県営住宅等の家賃等の収納事務委託及び行政財産使用料徴収事務委託に関する告示（住宅課）
- 交番等で使用する電気（低圧電力）に関する入札公告（会計課）

告 示

埼玉県告示第六百二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年五月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

インターネット時事情報利用 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課企画・セキュリティ担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 3 年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 時事通信社 東京都中央区銀座五丁目 15 番 8 号

5 契約金額

37,356,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告示

埼玉県告示第六百二十七号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

| | | | |
|-------|------------|----------|---------------|
| 秩父市 | 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の調査を行った認め証 |
| 令和元年度 | 地籍図二十七枚 | 地名 | 神岡第四地区（令和三年五月 |
| 令和二年度 | 地籍簿一冊 | 称地 | 大滝の一部） |
| | | 区 | 十三日 |
| | | 年 | |
| | | 月 | |
| | | 日 | |

告示

埼玉県告示第六百二十八号

小川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

| | | | | |
|------------|----------|-------------|---------|--------|
| 小川町 | 令和元年度 | 地籍図四十八枚 | 青山一地区（大 | 令和三年五月 |
| | 令和二年度 | 地籍簿一冊 | 字青山の一部） | 十三日 |
| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の調査を行った地区 | 年月日 | 証 |

告示

埼玉県告示第六百二十九号

川越市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年五月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

| | | | | |
|------------|----------|--------|------------|--------|
| 川越市 | 令和元年度 | 地籍図十五枚 | 南古谷第四地区 | 令和三年五月 |
| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 地名 | 称地 | 区 |
| | 令和二年度 | 地籍簿一冊 | （大字木野目の一部） | 十三日 |
| | | | | 年 月 日 |
| | | | | 証 |

告 示

埼玉県告示第六百三十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年五月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
県税収納データ作成業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社埼玉りそな銀行 埼玉県さいたま市浦和区常盤7丁目4番1号
- 5 契約金額
 - (1) 一般税収納データ
12.7円（県税収納金日計表データ入力税抜き1件当たりの単価）
20.2円（県税領収済通知書及び現金領収済報告書データ入力税抜き1件当たりの単価）
6.4円（OCR読み取り税抜き1件当たりの単価）
29.9円（収納データ作成手数料税抜き1件当たりの単価）
5,000円（個人事業税伝送化基本料金税抜き1行当たりの単価）
12,000円（L G W A N回線利用料金税抜き1か月当たりの単価）
 - (2) 自動車税等収納データ
17.35円（県税収納金日計表データ入力税抜き1件当たりの単価）
15.43円（県税領収済通知書及び現金領収済報告書データ入力税抜き1件当たりの単価）
6.4円（OCR読み取り税抜き1件当たりの単価）
13.9円（収納データ作成手数料税抜き1件当たりの単価）
6,000円（L G W A N回線利用料金税抜き1か月当たりの単価）
 - (3) 県民税利子割等納入申告データ
33.2円（納入申告書データ入力税抜き1件当たりの単価）
32.6円（納入申告データ作成税抜き1件当たりの単価）
 - (4) 地方税共通納税システムに係る収納データ
6円（収納データ作成手数料税抜き1件当たりの単価）
50,000円（地方税共通納税システムデータ連携料税抜き1か月当たりの単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告示

埼玉県告示第六百三十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる収納事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和三年五月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

| 委託事務 | 受託者の住所、名称及び代表者氏名 | 委託期間 |
|--|---|------------------------|
| 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十三条（同法第三十一条の六及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による貸付金に係る未収金の徴収事務 | 東京都港区芝浦三丁目十六番二十号 ニッテレ債権回収株式会社 代表取締役 小林 英利 | 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで |

告示

埼玉県告示第六百三十二号

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり行う。

令和三年五月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験の期日及び場所

| 試験期日 | 試験場所 |
|---------------|----------------------------------|
| 令和三年九月二十九日（水） | 埼玉県民健康センター（埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号） |

二 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学並びに製菓理論及び実技

三 受験資格

法第五条各号に掲げる者又は法附則第二項若しくは第三項に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十四号）第二条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

九千六百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

令和三年六月十四日（月）から七月二日（金）まで

埼玉県製菓衛生師試験センター（新越谷郵便局私書箱第一号）宛の簡易書留によること。なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

五 合格発表の場所及び期間

イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前に掲示

令和三年十一月四日（木）午前十時から同年十一月五日（金）午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

令和三年十一月四日（木）午前十時から同年十二月三日（金）午後五時まで

告 示

埼玉県告示第六百三十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年五月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県感染防止対策協力金（第6期）支給業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部経済対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年3月10日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区渋谷3丁目25番18号

5 契約金額

59,288,900円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告示

埼玉県告示第六百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年五月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

プレスポ桶川

埼玉県桶川市坂田東二丁目三番一号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）桶川市坂田地区公共施設等設備事業

埼玉県桶川市坂田東二丁目三番一号外

（変更後）プレスポ桶川

埼玉県桶川市坂田東二丁目三番一号外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）大和リース株式会社 代表取締役社長 森田俊作

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六

（変更後）大和リース株式会社 代表取締役社長 北哲弥

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社カスミ 代表取締役社長 石井俊樹

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

（変更後）株式会社カスミ 代表取締役社長 山本慎一郎

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外 計三者

ハ 変更年月日

令和三年四月一日 外

ニ 届出年月日

令和三年四月三十日

二 縦覧期間

令和三年五月十八日から令和三年九月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年五月十八日から令和三年九月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年五月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ノジマ所沢本店

埼玉県所沢市小手指台五―四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ノジマ所沢本店

埼玉県所沢市山口字梨子ノ木戸七百八十八番地の二、同三十三、

三十四、三十五

（変更後）ノジマ所沢本店

埼玉県所沢市小手指台五―四

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）大和リース株式会社 代表取締役社長 森田俊作

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

（変更後）大和リース株式会社 代表取締役社長 北哲弥

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ノジマ 代表取締役社長 野島広司

神奈川県相模原市横山一―一―一

（変更後）株式会社ノジマ 代表取締役社長 野島廣司

神奈川県相模原市中央区横山一丁目一番一号

ハ 変更年月日

令和三年四月一日 外

ニ 届出年月日

令和三年四月三十日

二 縦覧期間

令和三年五月十八日から令和三年九月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年五月十八日から令和三年九月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年五月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

プレスポ八潮

埼玉県八潮市大瀬一丁目一番三号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 大和リース株式会社 代表取締役社長 森田俊作

大阪府大阪市農人橋二丁目一番三十六号

（変更後） 大和リース株式会社 代表取締役社長 北哲弥

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ゲオホールディングス 代表取締役 遠藤結蔵

愛知県名古屋市中区富士見町八―八 外 計二十六者

（変更後） 株式会社ゲオホールディングス 代表取締役 遠藤結蔵

愛知県名古屋市中区富士見町八―八 外 計二十八者

ハ 変更年月日

令和三年四月一日 外

ニ 届出年月日

令和三年四月三十日

二 縦覧期間

令和三年五月十八日から令和三年九月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年五月十八日から令和三年九月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
入間第二用水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住
所について、次のとおり届出があった。

令和三年五月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

| 職名 | 氏名 | 住 所 |
|------|---------|------------------|
| 理事 | 齊藤 修司 | 埼玉県狭山市狭山五番十五号 |
| 同 | 皆川 善平 | 川越市豊田町二丁目二十一番地十一 |
| 同 | 山崎 順一 | 同 大字北田島百四番地 |
| 同 | 山下 敏郎 | 飯能市大字平松二百五十番地一 |
| 同 | 安藤 俊吾 | 日高市大字高萩二百六十三番地 |
| 同 | 金子 健 | 同 大字大谷沢三百二十四番地 |
| 同 | 岸 進 | 狭山市広瀬一丁目十一番十号 |
| 同 | 沼寄 正次 | 同 柏原千六百六十七番地 |
| 同 | 小岩井 義則 | 日高市大字中鹿山三百六十六番地 |
| 監事 | 栗原 豊 | 川越市大字北田島七十八番地 |
| 同 | 梶川 政夫 | 飯能市大字芦荻場七百二十一番地 |
| 同 | 駒井 秀治 | 日高市大字原宿三百六十一番地十五 |
| 二 退任 | | |
| 職名 | 氏名 | 住 所 |
| 理事 | 齊藤 修司 | 埼玉県狭山市狭山五番十五号 |
| 同 | 山崎 順一 | 川越市大字北田島百四番地 |
| 同 | 山下 敏郎 | 飯能市大字平松二百五十番地一 |
| 同 | 島村 芳孝 | 日高市大字高萩二千七十番地二 |
| 同 | 金子 健 | 同 大字大谷沢三百二十四番地 |
| 同 | 古谷 喜三郎 | 狭山市笹井二丁目三十番十七号 |
| 同 | 宇佐美 日出夫 | 同 柏原七百六番地の三 |
| 同 | 小岩井 義則 | 日高市大字中鹿山三百六十六番地 |
| 監事 | 栗原 勝 | 川越市大字山城六十一番地 |
| 同 | 久保田 慎一 | 狭山市柏原千六百八十二番地 |
| 同 | 安藤 俊吾 | 日高市大字高萩二百六十三番地 |

告示

埼玉県告示第六百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、備前堀土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年五月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|-------|------------------|
| 理事 | 小坂 裕 | 埼玉県加須市牛重千九十一番地一 |
| 同 | 野原 正光 | 同 下崎千九百五十五番地 |
| 同 | 松井 弘文 | 同 上崎千六百四十五番地二 |
| 同 | 酒卷 秀行 | 同 正能一番地十一 |
| 同 | 坂本 君夫 | 同 内田ヶ谷五百二十九番地 |
| 同 | 折原 登 | 同 鴻荃六百五十四番地 |
| 同 | 矢島 恒男 | 同 戸室千九百九十番地 |
| 同 | 大熊 勇三 | 同 割目四百四十三番地 |
| 同 | 大井 好夫 | 同 油井ヶ島千四百三十八番地 |
| 同 | 野口 昭 | 同 久喜市下清久三百二十九番地 |
| 同 | 槇本 勤 | 同 六万部千番地 |
| 監事 | 清水 豊一 | 同 加須市外田ヶ谷八百三十三番地 |
| 同 | 福島 弘明 | 同 常泉三百五十七番地 |
| 同 | 渡邊 侑三 | 同 久喜市上清久二十九番地 |

二 退任

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|-------|-----------------|
| 理事 | 小坂 裕 | 埼玉県加須市牛重千九十一番地一 |
| 同 | 酒卷 秀行 | 同 正能一番地十一 |
| 同 | 青木 茂雄 | 同 鴻荃二千八百九十六番地 |
| 同 | 野中 松夫 | 同 内田ヶ谷六百六十番地 |
| 同 | 福島 一雄 | 同 下崎千七百六十七番地イ号甲 |
| 同 | 加藤 貞雄 | 同 上崎二千三百七十九番地一 |
| 同 | 加藤 隆司 | 同 西ノ谷九十五番地 |
| 同 | 大熊 勇三 | 同 割目四百四十三番地 |
| 同 | 大井 好夫 | 同 油井ヶ島千四百三十八番地 |

| | | | | |
|---|---|----|---|------------------|
| 同 | 同 | 監事 | 同 | 理事 |
| 渡 | 福 | 木 | 槇 | 野 |
| 邊 | 島 | 崎 | 本 | 口 |
| 侑 | 弘 | 喜 | | |
| 三 | 明 | 一 | 勤 | 昭 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 埼玉県久喜市下清久三百二十九番地 |
| | | | 同 | 六万部千番地 |
| | | | | 加須市外田ヶ谷千百一十一番地 |
| | | | | 同 常泉三百五十七番地 |
| | | | | 久喜市上清久二十九番地 |

告示

埼玉県告示第六百三十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和三年五月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

| 委託事務 | 受託者の住所、名称及び代表者氏名 | 委託期間 |
|--|--|------------------------|
| 県営住宅及び特別県営住宅並び埼玉県特定公共賃貸住宅の行政財産使用料の徴収事務 | 埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号 埼玉県住宅供給公社 理事長 石川幸彦 | 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで |
| | 同右 | 同右 |

告 示

埼玉県告示第六百四十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年五月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

交番等で使用する電気（低圧電力） 予定使用電力量 2,525,754キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和3年8月の計量日から令和4年8月の計量日の前日まで。ただし、令和4年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 需要場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第

41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 平野 電話048-832-0110 内線2243

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年7月8日（木）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年7月7日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年7月8日（木）午前9時

50分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和3年7月8日（木）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和3年7月2日（金）午後2時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 3 年 6 月 7 日 (月) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書 (案) による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required:

(Low-tension) Electricity used at police boxes and other police facilities (estimated kWh: 2,525,754 kWh).

(2) Time - limit for tender By the electronic tender system; 9:50 a.m. July 8, 2021 By mail; 5:00 p.m. July 7, 2021 In person; 9:50 a.m. July 8, 2021

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone:048-832-0110 Ext. 2243